

建設業許可申請書等の添付書類について

平成 21 年 2 月 20 日
香川県土木部土木監理課

1 営業所(本店、支店等)の状況を確認するための書類

(、 は提出部数3部で閲覧対象。 は提出部数1部で返却)
(新規・更新、営業所の所在地変更の場合に添付)

添付書類		添付書類の説明
営業所の写真	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の全景 ・ 建設業の許可票（建設業法施行規則第25条の2前段に規定する標識）が掲示されていることが確認できるもの（新規の場合は不要） <p>(注) テナントビルの場合は次の2点も必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の入口付近 ・ 入居企業の案内板
	内 部	<p>次のすべてが1枚に写っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経營業務の管理責任者 ・ 専任技術者 ・ 令第3条に規定する使用人（営業所の場合） ・ 固定電話 ・ 机等什器備品
営業所付近の略図		<p>営業所の所在地が明確にわかるもの (営業所訪問ができる程度に詳細なもの)</p>
<p>建物の所有等の状況を確認できる書類 〔 右記の書類のうち、いずれかを追加提出していただく場合があります。 〕</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所の賃貸借契約書（写） ・ 建物登記簿謄本 ・ 土地登記簿謄本 ・ 固定資産評価証明書 ・ 建設業の営業所としての使用が可能であることがわかる書類 ・ 複数の企業が同居している場合は、フロアの平面図 ・ 集合住宅（公営住宅を除く。）の場合は、管理組合等が発行する事務所使用の同意書

2 財産的基礎又は金銭的信用を確認するための書類(提出部数3部)

許可の区分	添付書類の名称	添付書類の説明
一般建設業	取引金融機関の預金残高証明書 または融資証明書等	新規申請のみ。法人の財務諸表で確認できる場合は不要。
特定建設業	特定建設業者の財務審査票	新規・業種追加申請時及び変更届出書（決算報告）ごとに、財産的基礎に関する確認を行う。

3 経營業務の管理責任者・専任技術者・令3条に規定する使用人等の雇用・経験を 確認するための書類(提出部数1部で返却)

(1)雇用の確認(いずれか1つの写し)

- ・健康保険被保険者証カード
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

出向者の場合は、出向先での上記書類が必要です。

平成21年4月1日からは、
原則として、この書類に限
ります。

(個人事業主本人の場合)

- ・所得税の確定申告書(控)
- ・確定申告をしていない場合は、事業開始届(受付印のある控:税務署又は県税事務所提出書類)

(2)経験の確認

経營業務の管理責任者

経験期間を証明するもの

- ・法人の役員経験は、商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本
- ・建設業法施行第令3条に規定する使用人としての経験は、過去の変更届出書(写し:就任期間が確認できるもの)
- ・個人事業主の場合は、所得税確定申告書(写し:必要年数分)

経験業種を証明するもの

- ・許可業者が証明する場合は、許可内容が確認できる書類(写し)
- ・許可がない業者が証明する場合は、契約書、注文書、あるいは発注者の証明書等(写し:必要年数分)

専任技術者(実務経験について証明書を提出する場合)

許可業者が証明する場合

- ・許可業者であることが確認できる書類等(写し)

許可業者でない者が証明する場合

- ・実務経験証明書に記載された工事についての契約書、注文書、あるいは発注者の証明書等(写し)

【注意】事情によっては、上記以外の書類の提出を求める事もあります。

営業所の写真について

- 1 建設業の許可票（建設業法施行規則第25条の2前段に規定する標識）について
 - ・写真は、許可票の表示内容及び掲示している位置がはっきりとわかるもの。（2枚になってもよい。）

注：許可票の内容は、申請時の許可の内容になっていることが必要です。
 - ・許可票を掲示する位置は入口付近（営業所の内外を問わない。）の見やすい場所であること。
 - ・許可票の掲示は、本店・支店等を問わず、すべての営業所で必要です。したがって、営業所を移転したり新たに設置して変更届を提出した際も、適切に許可票が掲示されていることを審査しますので、許可票の写真を添付してください。

<参考>

（標識の掲示）

建設業法第40条

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（罰則）

同法第55条（抄）

次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料に処する。

3 第40条の規定による標識を掲げない者

- 2 営業所の内部の写真について
 - ・経營業務の管理責任者、専任技術者、令第3条に規定する使用人（営業所の場合）については正面を向いた写真を添付してください。（注：顔が見えない場合は撮り直していただくことになります。また、経營業務の管理責任者等でない従業員の方が写っていることがありますが、この写真は閲覧されるものですから、撮影対象者以外の方が写らないように気をつけてください。）